



明治中期の史跡整備と地域史研究：長岡宮大極殿跡の場合

著者	玉城 玲子
雑誌名	社会科学
号	78
ページ	57-75
発行年	2007-03-15
権利	同志社大学人文科学研究所
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000011103

明治中期の史跡整備と地域史研究

——長岡宮大極殿跡の場合——

玉城 玲子

はじめに

一 平安遷都記念祭事業のなかの社寺名勝保存補助

(1) 補助事業の趣旨

(2) 補助事業の内容

二 長岡宮大極殿跡の所在地決定過程

(1) 平安遷都記念祭委員による調査

(2) 長岡宮城遺址創設会発起人岡本爺平による調査

(3) 編纂部主事湯本文彦の実地調査

三 明治中期の長岡京跡研究

(1) 岡本爺平の長岡宮大極殿跡探究

(2) 湯本文彦の都城研究と長岡京跡

おわりに

はじめに

小稿は、一八九五年（明治二八）に史跡として整備さ

れた長岡宮大極殿跡に関して、整備の過程と、整備するべき場所を探究した人々の活動をたどり、当時における地域史研究のありようとその意義について考える、一つの材料を得ようとするものである。

長岡京は、七八四年（延暦三）に奈良の平城京から遷都された古代の都城である。山背国への遷都を断行した桓武天皇は、一〇年後の七九四年には、桂川を挟んですぐ北東にあたる平安京へと再び遷都する。長岡京はわずか一〇年間の都城ではあったが、奈良時代から平安時代への画期にあたり、古代都城の歴史のなかでも重要な位置を占めていると考えられている。¹⁾

長岡京跡の推定範囲は南北約五・三キロメートル・東西約四・三キロメートルで、現在の京都府向日市、長岡京市、大山崎町と京都市南区・伏見区・西京区の一部に及ぶ。そのなかで大極殿や朝堂院、諸官衙などの政治の



図1 明治中期の乙訓郡の町村と大字
 ※長方形のスクリーントーンをかけた場所が
 長岡京跡のおよその範囲

中樞が集まる宮域は、現在の向日市域に営まれていた。史跡としての長岡宮跡は、向日市鶏冠井町に現在も地名として残る大極殿とその南隣の祓所に、大極殿・小安殿跡として整備されているのをはじめ、周辺に点在する朝堂院西第四堂跡・内裏内郭築地回廊跡・築地跡と合わせて四カ所が、現在、国の史跡に指定されている。大極

殿・小安殿跡は、一九六〇年(昭和三五)に大極殿後殿(平安京では小安殿と呼ばれる)の建物跡が、一九六一年には大極殿の基壇跡が、発掘調査によってそれぞれ確認された。一九六四年に国の史跡に指定され、翌年には大極殿公園として開園している。

整備された史跡長岡宮跡の大極殿基壇跡のそばには、表面に「長岡宮城大極殿遺址」の文字が刻まれた一八九五年(明治二八)銘の大記念碑が建っている。一九六一年に初めて確認された大極殿跡に、六六年前の記念碑が建つのは、公園整備に際して移設されたからである。この碑が最初に建てられたのは、約一〇〇メートル北西に位置する、現在では北大極殿公園と呼ばれている場所であり、かつてはそこが長岡宮大極殿跡とされていた。

大記念碑が建立された一八九五年は、京都市において平安遷都千百年記念祭が挙行された年である。桓武天皇と平安京を顕彰するこの一大祭典に際して、同じ桓武天皇が最初に遷都した長岡京について、その故地にあたる当時の乙訓郡の人々が顕彰に取り組み、建立したのがこの大記念碑であった。建碑の主体となったのは、乙訓郡役所内に事務局がおかれた長岡宮城遺址創設会である。建碑後は同保存会と名称を変更して長岡宮跡の顕彰活動

を続けた。この創設会・保存会が残した記録⁽²⁾をもとに、筆者は本誌前号において建碑の経過を紹介した。⁽³⁾

建碑の経過をたどるなかで、近代以前の通説では乙訓郡内西部の大原野付近（現京都市西京区大原野周辺）が長岡宮跡とされていたのを、建碑のための所在地考証をした地元乙訓郡新神足村の岡本爺平が、諸書を考究し候補地を向日町大字鶏冠井字大極殿の地とし、また同地を掘削して古瓦を発見して、真の長岡宮大極殿跡としたことが明らかになった。また、乙訓郡から申請した場所が近世以来の通説と異なっていたため史跡整備の補助を得る相手である京都市の平安遷都記念祭事務所の委員が疑義を持ったこと、編纂部主事で京都府の吏員であった湯本文彦を現地調査に送り込んだこと、そして湯本は岡本ら乙訓郡側の主張に納得したらしいこと、なども判明した。戦後の発掘調査で明らかになる大極殿跡と少しズレてはいたものの、数ある都城遺跡のなかで最も早く宮域中心部に建碑することに至ったことを指摘した。

前稿では、乙訓郡側に残された史料をおもに利用したため、湯本文彦による現地調査のようすや、湯本自身の都城研究についてはほとんど触れることができなかった。しかし実は、京都市の記念祭事務所が一連の記念祭事業

の記録としてまとめた『平安遷都記念祭紀事』⁽⁴⁾のなかに、乙訓郡側が長岡宮跡整備にあたり受けた補助金の概要がまとめられており、そのなかで史跡地決定のための湯本による調査や考察の内容についても詳述されている。

そこで小稿では、前稿をふまえ、それを補完する目的で、『平安遷都記念祭紀事』（以下、『紀事』と略記する）のなかの長岡宮城遺址の調査と整備事業記録の内容を紹介したい。それによって明治期から大正期にかけての歴史編纂家として膨大な著述を残した湯本文彦の学問の一端に触れ、また乙訓という一地域の郷土史家といえる岡本爺平についても照射したいと考える。

一 平安遷都記念祭事業のなかの社寺名勝保存補助

（一）補助事業の趣旨

長岡京の故地にあたる乙訓郡の人々が、長岡宮大極殿跡を顕彰しようとした直接の契機は、一八九五年（明治二八）に京都市で挙行された平安遷都千百年記念祭事業と、その事業のなかで社寺名勝保存のための補助制度が設けられたことによるようである。

『紀事』のなかには、全一八章のうち「第九章」の一

章を宛てて「社寺名勝保存補助」事業（『紀事』目次には「第九章 社寺名勝故跡修理保存」とある、こちらの方が事業内容により合致した名称である）について記録されている。ここでは、その記載をもとに補助事業の趣旨についてみていきたい。

平安遷都千百年記念祭と内国勸業博覧会の同時開催が内定した一八九二年（明治二五）九月頃以降、京都府下の各社寺などにおいて祭典・法会及び宝物展覧挙行が計画され始める。『紀事』には、明治二八年の京都は「四海輻湊（天下・世界の方々から物が一所に集まること）・万邦会同」の観があり、京都固有の名勝旧蹟大社巨刹の壯観及びこれに属する美術工芸の名品を内外に披露するのは正にこの時である、とある。しかし維新以降時勢が一変し、古社寺など多くは保存方法が確立せず、その修繕もできず、荒頽残破甚だしく、千古の名蹟・百世の偉観は変じて狐鼠の窟となり、名宝珍器も保存維持の道がない状態になっていくことを嘆く。そこで、この記念祭執行を期し、それらの所蔵者・管理者を奨励し、その修繕保存の案を立て、重要な個所と方法と資金とを考査したうえで、市費を以て補助することになったことを記す。

一八九三年三月一二日には、臨時委員会記念祭分科を

定め、土木部を置き、諸般建築に係る事務のほか、社寺修繕の設計を管掌することになった。また同年七月一日には社寺及勝地修繕補助費施行概則を議決する。

概則には、補助すべきものとして次のような基準が設けられていた。

一 桓武天皇ニ御由緒ノ歴然タル最古ノ建造物ニシテ
大破セルモノ

一 古来ノ由緒正シクシテ著名ナル建築アルモ大破ニ
及ヘルモノ

一 本市接近ノ名勝中最モ著名ナルモノニシテ目下破
損スルモノ

前条ノ標準ニ該当スルモノト雖トモ檀徒又ハ有志者
ノ勸財ヲ以テ之レカ修繕ニ堪ユルモノ、如キハ補助

セサルモノトス

これを見ると、第一項目の「桓武天皇に御由緒の歴然」というのは記念祭の趣旨からして当然であるが、当初は社寺に所在する既存の建造物や庭園などの名勝を修理することが、補助対象として想定されていたことがわかる。

一八九三年七月二一日には市会において、翌明治二七年度予算の中にある記念祭諸費が審議され、土木費目中の「古社寺及ヒ勝地修繕補助費」として金一萬円の支出

が議決されている。そして、府下各社寺のうちで、桓武天皇に特別の由緒あるもの、その他数百年以上の古建築であり名のあるものの主管者に通知し、修繕設計見積書を差し出すよう伝えている。また主任委員はその当否を鑑査、正当の理由あるものに限り、費用金額の幾分かを補助し、その他は各社寺にて勸化寄附を募集し、ただちに工事に着手すること、また主任委員は時々現場を巡視・督察し、その成績により漸次補助金額を下附すること、としている。

第一回の補助は、翌一八九四年二月二六日の市会で決議され、熊野神社他一四カ所の社寺及び勝地等に保存資金が支出されることになった。資金の下附にあたっては次の事項が取り決められている（以下は要約）。

①既定の設計を変更し工事を縮少または粗造すればいったん補助を取り消す。

※ただし予め参事会の認可を経るときはこの限りではない。

②工事竣成の期を予定し、故なくこれを延滞するときは補助を取り消す。

※大報恩寺、青蓮院については以上二項を除く。

③補助金は工事竣成の上、下附するを普通とし、時

宜により工事の出来形に応じ幾分かを仮渡しすることがある。

④工事中は臨時掛員を派遣し、検分をすることがある。

最初に補助が決定した熊野神社他一四カ所の詳細は知らないが、やはり既存の社寺・勝地が対象となっていたようである。この以前から京都においては、明治初年に行われた社寺領の上知によって経済的基盤を失った古社寺、ことに近世封建権力の庇護のもとにあったため荒廃ぶりの目立っていた巨刹名刹の復興が問題となっていた。東京奠都後に落ち込んだ京都再興の要件という意味からも、古社寺の保存策が講じられようとしていた。⁶⁾一八九七年（明治三〇）に古社寺保存法が成立する以前の段階である記念祭事業のなかでの補助金は、桓武天皇や平安京との関わりというよりは、古社寺復興策の一助としての意味合いを、より持っていたのではないかと思われる。

(2) 補助事業の内容

この制度によって補助を受けた事業として、『紀事』の一覧表にあがっているのは、表1のとおり三一カ所である。配布金額の多寡は由緒の厚薄、修繕の緩急、設計の

表1 社寺及勝地保存費補助額一覧表

名称	指定箇所	補助金額 (円)
東福寺	山門	1,500
万福寺	法堂山門外数ヶ所	1,500
金地院	方丈	800
広隆寺	太子堂	800
慈照寺	銀閣	600
青蓮院	寢殿再建	500
妙法院	太閤堀并 _二 方丈	500
南禅寺	方丈	500
若王子神社	本社及境内風致	400
高台寺	法堂靈舎	300
平等院	鳳凰堂内部装飾	300
醍醐寺	金堂及三寶院寢殿	300
高山寺	石水院本社外数ヶ所	300
熊野神社	拝殿外2ヶ所	200
百川公墳墓	修墓	200
建仁寺	方丈	200
田村將軍塚	修墓	200
長岡旧都遺跡	保存建碑	200
叡山道	愛宕郡八瀬村より、 山上黒谷青龍寺まで	150
仁和寺		150
宇治上神社	本社拝殿	100
勝持寺	本堂外数ヶ所	100
大報恩寺	本堂内陣	50
神護寺	大師堂	50
金蔵寺	全体	50
神泉苑	苑地浚渫	50
長岡天満宮	本社拝殿	50
西寺	再建	50
鞍馬寺	全体保存	50
浄蓮華院	御影堂外1ヶ所	30
法金剛院		20
合計	(全31件、平均329円)	10,200

(出典) 『平安遷都記念祭紀事 巻上』

※第九章 社寺名勝保存補助の項に提出された一覧表の内容を補助金額の高い順に並べ替えた。

大小などによるとされ、一件あたりの金額は二十円から千五百円に及んでいる。前後六回に分け漸次議決を経た上で、多額のものゝは工事の進度に応じ数回に分けて下附されたという。当初予算額は一万円であったが、不足が生じ、更に予備費から金二百円が支出され、総額一万二百円の補助事業となった。工事は一、二を除き、大抵紀念祭期日に先立って竣功したという。

また、補助金を受けた各社寺では、補助金の他に独自に支出、あるいは信徒・有志者の勸化寄附による資金を合わせて修理が実施されており、この補助金によらない

金額は合計一万四千九十余円といい、社寺の有名なるものは概ね修理、あるいは大いにその観を改めることになったという。また、まったく市費の補助を仰がず修理を加える社寺も少なからず、その金額は数万円に及ぶと『紀事』は伝えている。

表1を見ると、補助事業の当初の趣旨に沿うように、京都市域を中心に、隣接する郡部に所在するものも含めて、社寺の建造物の修理に補助金の多くが宛てられている。例外の一つは、「叡山道」として愛宕郡八瀬村から山上までの道路整備で、平安京の鬼門の護りである延暦寺

への道として、特に補助対象になったものであろうか。

叡山道の他に社寺建造物以外の補助対象は、「百川公墳墓」と「田村將軍塚」、そして「長岡旧都遺跡」の三件である。百川公墳墓とは、現在の相楽郡木津町大字相楽小字城西にある伝藤原百川墓のこと、田村將軍塚は旧宇治郡山科村字栗栖野、現在の京都市山科区勧修寺にある伝坂上田村麻呂墓のことである。⁸⁾

藤原百川（七三二～七九）は奈良時代後期の官人で、桓武天皇の父である光仁天皇の擁立に尽力し、皇太子であった他戸親王を廃し、本来ならその立場になかった山部親王（桓武）の立太子に功績のあった人物である。また坂上田村麻呂（七五八～八一）は、桓武朝の二大問題であった造都と軍事のうち、征夷大將軍として蝦夷を降伏させ征討事業を終息させた功臣である。ともに墓であって建造物ではないが、「桓武天皇ニ御由緒ノ歴然タル」という意味では、修補の補助を受ける要件を満たしている。

小稿の主題である「長岡旧都遺跡」についても、平安京直前の都であり、桓武が最初に遷都した都として、紀念祭事業の一環として整備されるのに、もっとも相応しい場所であることはいうまでもない。

この三件については、補助金の当初の趣旨である、既

存の建造物や庭園の修理とは違い、「旧址古墳ノ特別ノ由緒アル者ニシテ今回始メテ表彰」したものであったため、特に補助事業の詳しい顛末が『紀事』に記載されている。

それらによれば、三件はいずれも所在する郡部の有志者が、整備すべき場所を定めて、補助を出願している。「田村將軍塚」の場合は、出願地が紀念祭委員によってスムーズに認められている。「百川公墳墓」と「長岡旧都遺跡」の場合は、郡側の出願地について、編纂部主事の湯本文彦等が現地調査に派遣され、その考証作業を経て整備地が決定している。特に「百川公墳墓」は候補地が四カ所ほどあり、考証作業は難航する。

どちらのやりとりも、明治中期に京都府や京都市における修史事業を中心的に担っていた学者と、郡部各地域の有志者との関係・交渉を知るうえで、たいへん興味深い事例と考えられるが、ここでは主題に即して「長岡旧都遺跡」について、以下に詳しくみていくことにする。

二 長岡宮大極殿跡の所在地決定過程

(1) 平安遷都紀念祭委員による調査

『紀事』の整備に関する報告書の記録を見る前に、そ

こにはあらわれない記念祭委員の長岡旧蹟調査についてみておきたい。

一八九二年(明治二五)四月末に、東京在住の経済学者、歴史家で、政治家でもあった田口卯吉が来京し、京都において桓武天皇を顕彰する祭典を行うことを提案し、五月には早くも京都市会において平安遷都千百年の記念祭委員設置を議決し、内国勸業博覧会の誘致も絡めて実現へ向けて強力に推進される。この当初から、記念祭委員には桓武天皇の事績に関して調査する役割が与えられていた。

その動向を伝えるのは、『日出新聞』である。一八九二年九月二〇日付の同紙によれば、第四回内国博と千百年記念祭を同じ年に挙行することが決定し、委員会が開かれた記事中で「○桓武天皇祭に付ひて」として、種々取調べの協議をし、同委員中に於て分担を定め、旧記等の取調べをすることになったこと、さらに東枝吉兵衛と碓井小三郎の両氏が洛西長岡の旧桓武天皇の王宮址を実地に就て取調べに着手する予定であることを伝える。他の調査個所は、梅尾高山寺、太秦村広隆寺、洛南教王護国寺、比叡山延暦寺などであった。

また翌日付の記事では、「○長岡宮趾の取調」として、

桓武天皇建都千百年祭について委員は目下分担取調中であるが、一昨日(十九日)に東枝吉兵衛・碓井小三郎の両氏が乙訓郡の長岡天満宮へ赴き、旧記に就て参考となるべきものを調査したけれど、別に著るしき事蹟はなかつたこと、ただ石見上里村の西北の山腹に数個の岡陵があり、石棺や人骨、多量の和同開珎が出土していることがわかつたこと、などを伝えている。

『紀事』の委員の項によれば、碓井小三郎は式典部及編纂部の、東枝吉兵衛は調査部の、それぞれ委員であるが、この段階では長岡宮跡の調査担当委員となっていたらしい。長岡宮跡については、前稿で詳しく触れたように、一八九二年のこの段階では、史跡として整備された場所は存在せず、近世以来の大原野周辺が候補地という認識が流布している程度であった。田口卯吉が来京時に、長岡旧都を探訪するため乙訓郡を訪れた際にも、まず長岡天満宮を訪ねているが、この時点で「長岡」の名称を冠する場所として、記念祭委員もまず調査に訪れている点が興味深い。碓井小三郎は、京都の糸物商の家に生まれ、この当時は京都市会議員で、記念祭委員の一人であった。大正期に、近代京都の代表的地誌「京都坊目誌」を著したことで知られる人物である。¹⁰⁾

長岡天満宮は、開田村の鎮守として中世以来、開田天満宮と呼称されてきたが、近世に入り開田村の領主となつた八条宮家（後に京極宮、常磐井宮、桂宮と家名が変わる）による整備が進められ、京都西郊の勝地となる一八世紀中頃から長岡天満宮と表記されることが多くなり、定着する¹¹。古代の長岡宮大極殿跡の所在を探究する上では、特に関係のない場所であることは明らかである¹²。

最初の段階で調査担当になつたことによるのかどうかははっきりしないが、碓井小三郎は、前稿でも触れたように、長岡宮跡の場所を確定するなかで、乙訓郡側と書簡をやりとりしており、長岡宮跡に関する記念祭側の担当委員のようである。またその際には、参考となる資料の送付を乙訓郡側に依頼しており、自ら主体的に宮跡の所在地を追究しようとしている。次項以下で述べるように、乙訓郡側が申請した遺跡地に、記念祭委員の側で疑義が呈せられたのは、記念祭に向けた体制が発足したごく初期の段階で、委員の側で長岡宮都の所在地探索に取り組んだ経過があり、それが不調に終わっていた経験から、郡側の主張がにわかには納得できなかった、という側面があるのではないかと想像される。

また別稿において、記念祭の提唱者である田口卯吉が、

長岡宮跡についてかなりの関心を寄せていたことを指摘したが¹³、記念祭委員の発足直後から、平安京の直前の都である長岡京について、延暦寺・教王護国寺（東寺）・広隆寺など平安京に極めて関係深い大寺に並んで調査活動が展開されているのは、活動の初期の段階に、田口の関心の在り処に影響されている形跡をうかがうことができる。提唱者田口が存在は、やがて記念祭や内国博のなかに、ほとんど何うことはできなくなっていく。それと同時に長岡宮跡についても、これ以後、記念祭委員として、特に主体的に、また具体的に取り組んだ形跡はみられなくなる。

(2) 長岡宮城遺址創設会発起人岡本爺平による調査

乙訓郡新神足村の人、岡本爺平の長岡旧都探究については、本誌前号掲載の前稿ですでに詳述しているため、ここではその概要だけまとめておく。

記念祭事業のなかの補助金の存在を知つた乙訓郡役所周辺の人々は、これに応募して郡内に所在するはずの長岡宮跡の顕彰を図ろうとする。当然ながら応募に先立ち、宮跡として整備するべき場所を確定する必要があった。

一八九二年前後には、乙訓郡の有識者の間にも、近世の

地誌に見られる大原野神社周辺や上羽・上里付近を長岡宮跡の所在地とする通説が、一般的認識として括まっていた。⁽¹⁴⁾

ここに登場するのが、西国街道沿いの神足の町場で江戸時代から続く油屋を営み、代々学芸の世界に親しむ文人を輩出してきた家の出身である岡本爺平である。諸書を博捜し、江戸中期の随筆集『閑田耕筆』のなかに、西岡鶏冠井の字大極殿という場所から古瓦が出土し、そこが長岡宮都の場所であるという記事を発見する。自ら現地を掘削し、古瓦を発見するに至り、そこが長岡宮都の故地であると断定、郡役所側に知らせた上で、整備の補助を申請する。諸書を博捜した調査内容については、「長岡宮城私考」と題する冊子をまとめ、参考資料として申請に添えて記念祭事務所へ提出している。そして補助申請主体として乙訓郡役所内に組織された有志の会、長岡宮城遺址創設会の発起人を、郡内寺戸村の元府会議員で、友人である岡崎省吾とともに二人で勤めている。岡本爺平は、早くから長岡宮都の所在について関心を持ち、研究していたとみられ、補助金に応募して宮跡を顕彰しようとした中心人物であった。

(3) 編纂部主事湯本文彦の实地調査

先に述べたように、岡本爺平の鶏冠井字大極殿説による乙訓郡側の長岡宮都整備補助金申請は、郡側が申請する所在地の位置の信頼性をめぐって記念祭委員の間で疑念が持たれ、記念祭事業のなかで編纂部の主事を務めていた湯本文彦が現地派遣されることになる。

湯本の調査について、乙訓郡側の史料には何も記録が残らないが、京都市の記念祭事務所側がまとめた『紀事』には、詳しい記録がある。湯本文彦自身によって執筆されたとみられる『紀事』の「長岡宮城遺址」の項の冒頭によれば、長岡宮跡は千余年の久しきにより湮滅してしまったが、土地の名称や土中よりの発掘遺物により宮跡と推定できるところが古来土地の口碑にあったという。また伴蒿蹊の閑田耕筆の記述にも存在したが未だ確証を得ておらず、「単二歴史家ノ譚柄ニ供スルニ過キサリシカ」、つまり単なる歴史家の昔語り過ぎない状況にあった、とする。遷都千百年記念祭挙行にあたり名勝旧跡の修繕・築営に補助を与えることになった時、乙訓郡の有志者岡本爺平・岡崎省吾等が長岡宮遺址表彰の計画を立て、一八九三年一月に総額金八六七円のうち半額補助を出願してきたこと、これに対し翌年一月三〇日の記念

表2 長岡宮大極殿跡の所在地決定過程

年月日	事項		出典
	〈平安遷都記念祭事務所側の動き〉	〈乙訓郡側の動き〉	
明治26年 (1893) 7月16日	社寺及勝地修繕補助費施行概則を議決		A
21日	補助費として金1万円支出を議決		A
11月		岡本爺平・岡崎省吾等が中心となり、長岡宮城遺趾顕彰のための費用867円のうち半額補助を記念祭事務所へ申請する	A B
11月20日	(記念祭委員碓井小三郎から乙訓郡役所書記加藤董成宛書簡) 大極殿遺跡の取調と申請を急ぐよう伝え、新神足村字テンマ墳、鶏冠井林中の瓦などの送付を頼む		B
12月19日		長岡宮城大極殿遺址創設会から平安遷都記念祭事務所へ、保存経費総額845円の見積書を提出する	B
明治27年 (1894) 1月30日	記念祭委員総会において長岡宮都の調査を編纂部に依託することが決定する		A
2月21日	(記念祭委員碓井小三郎から乙訓郡役所書記加藤董成宛書簡) 乙訓郡側から申請した遺跡地につき、委員の異説があるため、編纂部主事湯本文彦の派遣調査となったことを伝える		B
2月23日		(岡本宣忠(爺平)から加藤董成宛書簡) 大極殿遺址の場所については確認していること、湯本調査の際には会うことを承知する	B
2月26日	第1回補助として熊野神社ほか14箇所の社寺及び勝地に保存資金を支出、以後漸次議決		A
3月18日	湯本文彦(編纂部主事)と中野太郎(編纂員)が、乙訓郡側が申請した顕彰予定地を実地に踏査、岡本宣忠(爺平)が現地を案内する、湯本等は乙訓郡側に追加調査と基礎史料の提出を求める		A
3月26日		乙訓郡長池上勝太郎が、湯本文彦・中野太郎から指示のあった大極殿遺趾取調の件について、岡本爺平・岡崎省吾・五十棲喜平の3名へ、29日に郡役所へ出頭するよう連絡する。	B
4月3日	岡本宣忠・岡崎省吾が記念祭事務所へ取調書・実測図面を提出、水帳など参考資料を示して考えを述べる、湯本等の編纂部ではその内容に基づき、鶏冠井字大極殿の地が宮城遺蹟であるという確証を得る(以後「長岡宮城遺趾取調書」をまとめる)		A
6月4日	記念祭委員会において、湯本等の作成した「取調書」を是認、長岡宮城遺趾に対する金200円の補助が議決される		A

(出典) A『平安遷都記念祭紀事 巻上』第九章 社寺名勝保存補助の項

B「長岡宮城大極殿遺址記念碑建設ニ係ル書類」(京都府立総合資料館所蔵乙訓自治会館文書)

祭委員の総会において、長岡宮都は平安京と関係深く、記念祭事業のなかで進行中の編纂事業上も必要であるため、宮城遺趾の所在調査を湯本が主事を務める編纂部に依託することに決定したことなど、湯本が現地に赴くまでの経緯を述べる。

その後、三月一八日に湯本と編纂員の中野太郎が实地踏査した上で、その結果をまとめた報告が続く。湯本等の現地調査の際に、乙訓郡側の人々、特に岡本爺平や岡崎省吾との間にどういやりとりがあったかが詳しくわかる。それは、この当時における遺跡地比定作業の過程として、たいへん重要な内容を含んでいるように思われる。そこで以下に少し長くなるが、取調書の部分の全文を掲出する(適宜読点等を施した)。

長岡宮城遺趾取調書

長岡宮城遺趾調査ノ依嘱ニヨリ編纂部ニテ種々ノ図籍ヲ考証シ、乙訓郡神足村(正式には新神足村)岡本宣忠力従来右遺跡ノ事ニ付取調タル長岡宮城私考一冊ヲ徴シテ之ヲ考案トシ、去三月十八月編纂部主事湯本文彦・編纂部中野太郎現場ニ出張シ、岡本宣忠ノ案内ニテ字大極殿ト称スル实地ヲ踏査シタリ、其位地ハ乙訓郡鶏冠井村ニテ向日明神鳥居前、即チ

西国街道東二町許ニ在リ、旧播磨街道ニ接ス旧反別凡三町七反歩、現今ハ旧字地ノ大部分ヲ分割シ、名称ヲ変シタルヲ以テ、大極殿ト称スル区域ハ凡二反許ノ茶園ニシテ、四隣ハ竹樹林藪頗ル荒蕪ニ属シ、俄カニ弁識スヘカラス、更ニ郡役所ニ至リ郡書記某、及ヒ右遺跡取調ニ関係アル同郡寺戸村岡崎省吾等ニ面会シ、左ノ件々ノ取調方ヲ嘱シタリ、

一字大極殿近傍ノ字地

一字大極殿反別

一旧水帳 年代共

一字大極殿ト近傍水田トノ高低

一古瓦ヲ発掘シタル場所

一東ハ桂川、南ハ淀川ヘ距離凡幾町

一字地中ノ古名ニ属スル者ノ位置

其後四月三日ニ至リ、岡本宣忠・岡崎省吾来部シ、其取調書ト実測図面ヲ出シ、更ニ水帳等ニ就テ考案ヲ縷述セリ、編纂部ニテ此等考拠物件ニ就キ实地踏査ノ形跡ニ考へ、宮城遺跡タルノ確証ヲ得タリ、其要左ノ如シ、

一右字大極殿ヨリ発掘セル古瓦片ハ、残欠剥落瑠

璃色ヲ留メスト雖トモ、聚楽廻リ大極殿遺趾ノ

瓦片ト、製作上質文藻等殆ト同一ニシテ、其年代ノ物タルヲ知ルヘシ、

一右字大極殿ノ四囲ノ字地ニ就テハ、字大極殿内ニ小字祓所アリ、正東ニハ正面アリ、東北ニ御庵・御屋敷・御垣本アリ、東南ニ宮ノ前アリ、西南ニ島ノ院・島坂及西京アリ、島ノ院・島坂ハ屢々史書ニ見ユ、西京ハ其位置ニ因テ考フルモ、東西京ノ遺跡ト認ムヘシ、西京ノ傍近ニ牢ケ辻アリ、当時牢獄ノアリシ古跡ト考ヘラル、西北ニハ鞠場・射場垣内アリ、鞠場ハ蹴鞠場ノアリシ古跡、射場垣内ハ射塚ノアリシ遺跡カ、尚ホ乾位ニ当リ猪隈院アリ、字大極殿ヨリ宛モ亥ノ隅ニ中ル、皆証拠ト為スニ足ル、

一土地ノ形勢ヲ考フルニ、傍近ノ水田ヨリ高キコト一丈五尺ニテ、東南敞開・平野数里、宮城ヲ敷設スルニ足ル、又道路河川ニ就テハ、現時ノ西国街道及ヒ播磨街道、皆接近セリ、河川水路ハ古今大變動アリシニ相違ナキモ、桂川ヘハ東ヘ凡ソ二十五町、淀川ヘハ南ヘ五十町ナリ、延暦七年秋九月庚午詔曰、朕以眇身恭承鴻業、水陸有便遷都長岡云云、同十月丁亥詔曰、朕以水

陸之便遷都茲邑云云ト、続日本紀第三十卷ニ在リ、兩回ノ聖詔、皆水陸ノ便トアルニ符合ス、

此外尚ホ煩瑣ノ証跡アルモ略ス、之ニ因テ考フルニ、右字大極殿ノ地ハ延暦三年十一月十一日、奈良京ヨリ遷都アリシ長岡宮城ナル大極殿ノ遺跡ト定ムル事ヲ得ヘシトス、六月四日委員会ニ於テ右取調書ヲ是認シ、金式百円補助ノ事ヲ議決シ、市会ノ議決ヲ經テ、之ヲ出願セシ有志者等ニ通知シタリ、有志者ハ右可決ノ前ヨリ地方ノ富豪名望家等ニ謀リ、其義捐金ヲ募集シ、直チニ土地ノ買収建碑ノ工事等ニ着手シ、二十八年十月ニ至リ工事略ホ成リ、其十九日祭典ヲ修メ之ヲ落セリ、其設計ノ大概ハ右字大極殿ト称スル地、及ヒ同所ヨリ直チニ向日町街道ニ通スル道路ヲ開拓スル為メニ要スル地ヲ合セ、三百五坪ノ地ヲ買収シ、敷地ノ中央ニ方十二尺切石基礎、及ヒ崩レ石垣ヲ築キ、其上ニ方一尺五寸・高十五尺ノ白川石碑ヲ南面ニ建テ、碑面ハ山階晃親王筆、篆体長岡宮城大極殿遺趾（實際は址）ノ九文字、裏ニ明治二十八年二月同志者相謀建此碑、々面題字大勲位晃親王之書也、山階宮家令正六位勲五等黒岩直方謹記ノ四十五字ヲ二行楷書ニ刻シ、周圍及ヒ向日町ニ

達スル道路ニハ桜楓ヲ雜植シ、風致ヲ点粧セリ

乙訓郡側が顕彰を予定している鶏冠井字大極殿の地を、三月一八日に湯本と中野が訪れ、岡本宣忠（爺平）の案内によって踏査している。その後、乙訓郡役所に立ち寄り、岡崎省吾¹⁵も呼び寄せて、字大極殿近傍の字地、字大極殿の反別、周辺の地形、古瓦の発掘地点などについて、さらに詳しい調査と基礎となる資料の提出を求めた。

岡本と岡崎は四月三日には、命じられた件に関する取調書と実測図面を携えて湯本等のもとを訪ね、水帳なども提示しながら乙訓郡側の考察を縷々説明している。これを聞いた編纂部側は、現地調査の時の見聞も踏まえて、乙訓郡側が顕彰しようとする場所が長岡宮城遺趾であるとの確証を得たとしている。根拠として特に挙げたのは、①字大極殿から出土した古瓦片が、平安宮の大極殿跡付近で出土した瓦のような緑釉はみられないものの形質・文様などが同年代と認められること、②大極殿という字名だけでなく、その周囲に、祓所・御庵・御屋敷・島坂・西京など、宮都に関連する字名が数多く存在すること、③遺趾候補地の土地が近傍の水田より高く、宮城建設に必要な広さがあること、また西国街道や桂川・淀川に近く、続日本紀にある「水陸の便」が有るため遷都さ

れたという記述に符合していること、の三点であった。

『紀事』『取調書』の以下の建碑に至る経過は、前稿で検討した乙訓郡側に残る記録の内容と同様である。以上みてきたような『紀事』『取調書』と、前稿で検討した乙訓郡側の史料の内容を合わせた長岡宮大極殿跡の所在地決定に至る過程をまとめると、前掲表2のとおりとなる。前稿ではよくわからなかった湯本の現地調査時の状況と、その後の遺趾決定過程が、『紀事』の「取調書」によって判明した。湯本からの追加調査の要求に応えた岡本や岡崎は、必要な調書をまとめ、参考となる資料を用意して、湯本の前で説明をし、その主張に承認を与えてもらうことができたのであった。

三 明治中期の長岡京跡研究

(1) 岡本爺平の長岡宮大極殿跡探究

長岡宮城の所在地を大原野付近とする近世以来の通説は、一八九二年当時、乙訓郡内で支配的であり、また東京の田口卯吉や京都市の碓井小三郎など他所から探索のために乙訓郡を訪れた人々は、まず当時における「長岡」の名称を冠する場所に関心を奪われている。鶏冠井にあ

るその小字名が大極殿という、今日ではかなり有力な証拠となりうると思われる場所も、当時における学者といえる人々の間では、まだまだたく認識されていない。

こうした状況のなかで、地元の人である岡本爺平が、従来の通説に惑わされずにまず自ら諸書を博搜し、大極殿地名の存在と長岡宮城を結び付けた記述を探し当てたこと、さらにそれだけに留まらず、実際にその現地を掘削し物証を得ようとしたこと、そして現に古瓦を掘り当てていることには、科学的な実証を行おうとする姿勢がみられる。

このような文献の博搜や地中から出土した古物の検証は、近世以来の古学の伝統に連なる点でもあり、江戸時代から続く地域文人の家に育った岡本の資質として注目される。

岡本が自ら著したという「長岡宮城私考」なる冊子は、乙訓郡側の関係史料がまとめられた簿冊のなかに、それらしきものが綴じ込まれているだけで、はっきりとは伝わらない。簿冊に綴じ込まれた岡本の手になる罫紙一枚の報告は、近世の地誌の記述と伴高蹊の『閑田耕筆』の長岡宮城を鶏冠井字大極殿の地とする該当部分を抜き書きし、事実関係を提示した上で、「博雅の君子を待つ」と、

別の専門的研究者の考察を待望しているような言葉で結ばれている¹⁶。

この時の岡本の書簡などからは、自ら提示した鶏冠井字大極殿説には、相当程度の自信をもっていることがうかがえる。しかしながら、その一方では、古瓦の出土などもからめて、自説を立証するための、旧都の所在に関する総合的な記述は残していないようである。

あるいはそれが、明治中期の乙訓における地域文人自身の手による地域史研究の限界だったのかもしれない。少なくとも著述という形で自らの見解を展開し記録する、主張する、というスタイルをとることは、そもそも指向していなかったとみられる。

おそらくそのことが一因であったと思われるが、戦後になって、岡本と同じ新神足村出身の中山修一が始めた長岡京跡の発掘と研究において、明治中期の岡本による宮跡探究は、その存在すら知られることはなかった。中山よりわずか二世代ほど前の地元の先人の手による、先駆的・画期的な業績であり、しかも戦後の発掘調査で位置が一〇〇メートルほど修正されたとはいえ、記念碑が建つ整備された史跡という目に見える形として成果が残されていたにもかかわらず、岡本が遺した探究の真の意

義が、後世に伝わることはなかったのである。¹⁷⁾

(2) 湯本文彦の都城研究と長岡京跡

湯本文彦については、京都府、あるいは平安遷都記念祭事務所などの組織による歴史編纂には、超人的で膨大な仕事を刊行物として残したが、個人の研究としては、執筆には熱心であつたが発表しようとする意欲に乏しく、稿本のまま眠っているものが多いことが指摘されている。¹⁸⁾ その一部を物語るように、湯本には、自身の都城研究をまとめた一連の著述が、すべて稿本という形で残されている。「山城皇都旧址考稿 正・副」二冊とともに、長岡京については単独の「長岡京旧址略考稿本 全」一冊も伝わり、その末尾には「明治三十一年(一八九八)八月」の年月が記されている。¹⁹⁾

「長岡京旧址略考」は端書によれば、「山城皇都旧址考稿」の長岡京の部分に該当するべきもので、浄書にあたり平仮名を片仮名にしていないなどの誤謬が多いため、別冊としたものだという。「山城皇都旧址考稿」正本のなかの長岡京の部分と、内容的にはほぼ同じ記述がみられる。湯本の長岡京研究の成果として知られている「長岡京旧址略考」は、「山城皇都旧址考」として、山城国内に

所在したと史上記録に出る筒城宮・弟国宮・恭仁京・長岡京・平安京のすべてについて網羅した著述の一部を構成するものであることがわかる。

湯本の都城研究の内容については、古くは昭和初年に平安宮豊楽院跡の発見に接した京都帝国大学教授の西田直二郎、戦後には角田文衛や中山修一など、平安京・長岡京を研究する古代史、考古地理学の研究者によって注目されてきた。ここで他の都城について考察することは筆者の力量では無理であるが、長岡京に関しては、先に掲げた『紀事』のなかの長岡旧都に関する取調書の内容と合わせ、湯本の研究内容を少し考えてみたい。

乙訓郡側の比定地の検証を命じられた湯本は、岡本爺平の案内によって現地を踏査したのちに、検討に必要な追加資料として、比定地周辺の地形や古地名、さらに近世の土地台帳である水帳、淀川への距離などを調べるよう乙訓郡側に命じている。岡本が大極殿という地名とそこからの古瓦の出土という点で、大極殿跡に比定したのに加えて、さらに周辺の広い範囲の地形・地勢・地名を検討しようとしている。地名については、乙訓郡側の人々に依頼した周辺字名の採集や水帳など近世村方文書の調査の結果を受けて、大極殿の南に祓所、東北に御庵

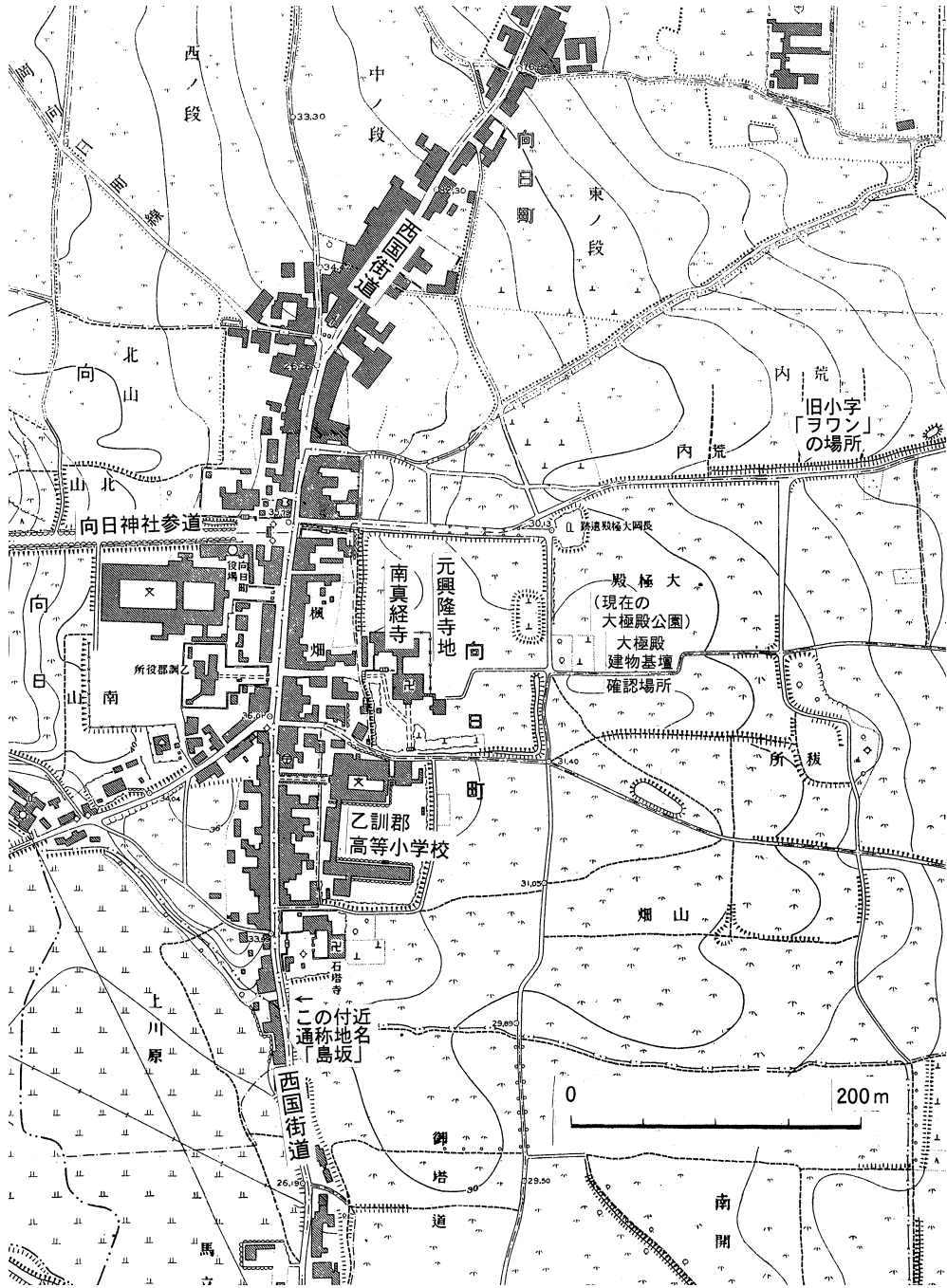


図2 明治期の長岡宮大極殿跡とその周辺
※元図は大正11年（1922）都市計画基本図

(図2中の「ヲワン」(明治六年(一八七三)鶏冠井村古地図の表記)のことか)、西南に島ノ院・島坂など、長岡宮関係と思われる地名、また史書にあらわれる地名の現存を多く指摘する。

宮城、つまり大極殿跡の所在地のみを探究する岡本に對して、「長岡京旧趾略考」においては長岡京期における歴史的事実を、記紀などから網羅的に拾い上げ、当該期の歴史を叙述しようとしている。湯本にとって、大極殿の所在地比定は、長岡京期の包括的研究の一部をなすにすぎない。そして全体を見渡してのちに、宮城の位置については岡本の意見を尊重する。長岡京跡を遺跡としてだけではなく、当該期の歴史を叙述する、という立場でとらえているところが、岡本とは違い専門的研究者としての湯本のスタンスである。

しかし、その湯本についても、膨大に残した稿本を刊行するまでには至らず、京都においても大学などにおいてアカデミズムとしての歴史学や考古学の研究がスタートすると、その視野には入らず、学問の世界では無名の存在となった。²⁰⁾

乙訓郡の岡本爺平による長岡宮跡探究を「単二歴史家ノ譚柄ニ供スルニ過キサリシ」とまとめた京都府吏員の

湯本もまた、近代歴史学のなかで長く評価されることのない存在となつていったのであった。

おわりに

近代的な意味での長岡京跡研究は、明治四〇年代の喜田貞吉に始まる、と長い間いわれてきたが、その一世代前には地元乙訓郡にあつては岡本爺平がおり、京都の実証的歴史学の中心としての湯本文彦による研究もあつた。

地元である乙訓郡側に残つた記念碑建立と史跡整備に関する簿冊と、京都市側の記録である『紀事』の内容を突き合わせることで、長岡京都をめぐる二人の探究・研究の内容を、より明らかにすることができた。

彼らはともに、その後の学史のなかでは埋もれた存在になつてしまつたが、長岡京跡の研究上に果たした役割は、決して小さくないと思われる。

彼らのそれぞれの探究の中身と、それが後世長く忘れ去られてしまったことについては、近世から近代、そして現代に至る学問の流れ、とりわけ地域の歴史研究のありようを考える上で、重要な問題が含まれているように思われる。この点については、今後、さらに検討してい

きたいと思う。

- (1) 乙訓文化財事務連絡協議会編集・発行『長岡京跡』（一九八四年）、向日市発行『再現・長岡京』（二〇〇一年）などによる。長岡京跡に関する一般的事項や小稿挿図中の長岡京域の位置などについては、主にこの二冊を参照している。
- (2) 京都府立総合資料館に保管されている乙訓自治会館文書の中の自治研究会文書と分類される一群に、「長岡宮城大極殿遺址記念碑建設二係ル書類」という表題を持つ簿冊が残り、この簿冊に建碑の過程やその後の管理に関わる文書が綴じ込まれている。
- (3) 玉城玲子「長岡宮大極殿跡記念碑の建立と地域社会」同志社大学人文科学研究所『社会科学』第七七号（二〇〇六年）
- (4) 京都市参事会編『平安遷都紀念祭紀事』（一八九六年）
- (5) 小林丈広「都市祭典と政治」（『日本史研究』五二三号、二〇〇六年）。
- (6) 小林丈広『明治維新と京都』（一九九八年）。
- (7) 『木津町史』本文篇（一九九一年）二四四頁に写真が掲載される。
- (8) 実際には古墳時代の古墳であり、近隣の西野山古墓の方が本当の坂上田村麻呂の墳墓ではないかという説もあることが紹介されている。井上満郎『桓武天皇』（ミネルヴァ日本評伝選、二〇〇六年）
- (9) 前掲注3、及び玉城玲子「明治二五年の長岡旧都探訪記」乙訓の文化遺産を守る会『乙訓文化遺産』第一三三号（二〇〇七年）。
- (10) 淡交社発行『京都大事典』（一九八四年）の確井小三郎の項。
- (11) 『長岡京市史』本文編二（一九九七年）・第一章第四節四「長岡天

- 満宮と桂宮家」（玉城玲子執筆）
- (12) このことに関しては前掲注（9）文献で検討した。
- (13) 前掲注（9）に同じ。
- (14) 前掲注（9）に同じ。
- (15) 掲出した「取調書」中には「岡崎省吾」と記されるが、本稿本文中では「岡崎」と表記した。この名前の用字については前掲注（3）文献の注（33）参照。
- (16) 前掲注（2）の簿冊。
- (17) 前掲注（3）参照。
- (18) 京都市参事会編・新人物往来社発行『平安通志』（一九七七年）「解説」（角田文衛執筆）
- (19) 上野（務）家文書（京都市歴史資料館架蔵写真版）。湯本文彦の遺稿が伝わる同家文書の概要については、伊東宗裕「湯本文彦の遺稿について」『立命館文学』第五四二号（一九九五年）参照。
- (20) 小林丈広『平安通志』の編纂と湯本文彦―十九世紀末京都における「知」の交錯― 明治維新史学会『明治維新と歴史意識』（二〇〇五年）

（付記）

小稿作成にあたり、京都府立総合資料館・京都市歴史資料館には、関係史料や写真版の閲覧などでお世話になった。また小林丈広氏には関連史料の多くを学び、高久嶺之介氏には全般にわたってご教示を得た。末尾ではありますが深く謝意を表します。